

第 2 回

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議

資 料

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)のあり方(案)	p.1
自転車に関わる交通事故を防止するために県がすべきこと、及び各主体に期待する行動	p.6

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)のあり方(案)

1 趣旨

愛知県では、自転車に関わる交通事故の防止を目的として、自転車の利用に関する愛知県及び自転車利用者等の責務等を明らかにする「愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(以下、「条例」という。)」の制定に向けた検討を進めています。

2 主な内容(案)

条例(案)では、主に以下4項目について、県を始めとする自転車の安全利用に関わる各主体の責務等を明記します。

1 各主体の基本的な責務

2 自転車交通安全教育の促進

3 乗車用ヘルメットの着用促進

4 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

(1) 定義

用語	意義
自転車	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
県民等	県内に居住、通勤、通学又は滞在する者をいい、県内を通過する者を含む。
自転車利用者	道路(法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。)で、自転車を利用する者をいう。
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
学校	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。
事業者	事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
自転車利用事業者	事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
自転車貸付事業者	自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業を行う者をいう。
自転車小売業者	自転車の小売を業とする者をいう。
交通安全推進団体等	交通安全に関する活動を行う団体および自転車の適正な利用の促進に関する活動を行う団体
自転車損害賠償責任保険等	自転車の利用によって生じた損害を補填するための保険又は共済をいう。

(2) 項目別の各主体の責務の内容

ア 各主体の基本的な責務

主体	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用者、県民等、事業者、交通安全推進団体等、市町村及び国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、実施するものとする。 ・ 関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる自転車通行空間の整備を推進するものとする。
県民等	自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全に関する法令を遵守するものとする。 ・ 利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
自転車利用事業者・自転車貸付事業者	事業の用に供する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
保護者	監護する未成年者を乗車させる自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
事業者	通勤のために自転車を利用する従業員に対し、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策を講じるよう指導に努めなければならない。
交通安全推進団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全に関する法令の遵守その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組に努めるものとする。 ・ 県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

イ 自転車交通安全教育の促進

主体	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育（「以下、自転車交通安全教育」という。）を実施するものとする。 ・ 学校及び市町村、交通安全推進団体等が行う自転車交通安全教育を促進するため、情報提供や助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。
自転車利用者	車両の運転者であるという自覚をもち、自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努めるものとする。

自転車利用事業者	事業活動において自転車を利用する者に対し、自転車交通安全教育又は自転車の安全利用に関する情報提供等を行うよう努めるものとする。
自転車貸付事業者	自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車の安全利用に関する情報提供及び助言等を行うよう努めるものとする。
保護者	監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能を習得させるとともに、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
学校の長	児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能を習得させるとともに、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
交通安全推進団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。 ・ 各主体が行う自転車交通安全教育に対し、情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。

ウ 乗車用ヘルメットの着用促進

主体	内容
県	乗車用ヘルメットの着用を促進するため、普及啓発及び情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。
自転車利用者	自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットの着用を努めなければならない。
自転車利用事業者	事業活動において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
自転車貸付事業者	自転車を貸し付けるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
保護者	監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
高齢者の親族又は高齢者と同居する者	高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
学校の長	通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
事業者	通勤のために自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
自転車小売業者	自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、乗車用ヘルメットの着用を助言するよう努めるものとする。
交通安全推進団体等	自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。

エ 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

主体	内容
県	<p>自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、関係機関と連携し、自転車保険等に関する情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
自転車利用者 (未成年者を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。 ・ 自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めることとする。 ・ ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
自転車利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。 ・ 事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めることとする。 ・ ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
自転車貸付事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。 ・ 自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めることとする。 ・ ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。 ・ 監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めることとする。 ・ ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

学校の長	通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めなければならない。
事業者	通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めなければならない。
自転車小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。 ・ 当該自転車を購入しようとする者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
交通安全推進団体等	自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。

3 その他

全ての項目について、罰則は設けません。

自転車に関わる交通事故を防止するために県がすべきこと、及び各主体に期待する行動

		自転車に関わる交通事故の防止		人的被害の重大化防止	交通事故の被害者救済			
		1 各主体の基本的な責務	2 自転車交通安全教育の促進	3 乗車用ヘルメットの着用促進	4 自転車損害賠償責任保険等への加入促進			
愛知県	交通安全担当	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の安全で適正な利用を促進する総合的な施策の策定・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通環境の整備に関する事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 県民への自転車の安全で適正な利用に関する教育（自転車交通安全教育）を実施 学校・市町村・交通安全推進団体等の自転車安全教育を促進のための情報提供・助言、その他支援 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメットの普及啓発及び情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供、啓発等 		
	愛知県教育委員会							
	愛知県警察							
	道路管理者							
各主体に期待する行動	自転車利用者等	自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守 自転車の定期点検・整備 反射材の装着等の交通事故防止対策 盗難防止等の適正な車両管理対策 	<ul style="list-style-type: none"> 車両の運転者であるという自覚をもち、知識と技能の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメットの着用に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 他人の生命・身体の損害を賠償するため、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない【義務】 他人の財産の損害を賠償するため、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努める 自転車を購入する者へ、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認し、情報提供 		
		保護者（監護する未成年者に対する責務）	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の定期点検・整備 反射材の装着等の交通事故防止対策 盗難防止等の適正な車両管理対策 	<ul style="list-style-type: none"> 監護する未成年者への自転車交通安全教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 監護する未成年者が自転車を利用するときはヘルメットを着用させるよう努める。 			
	関連事業者	自転車利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の定期点検・整備 反射材の装着等の交通事故防止対策 盗難防止等の適正な車両管理対策 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用者への自転車交通安全教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業で自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させるよう努める。 			
		自転車貸付事業者					<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用者への情報提供及び助言等 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車を貸し付けるときは、ヘルメットを着用させるよう努める。
		自転車小売業者					-	-
	地域社会	県民等	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努める。 					
		学校長（児童・生徒・学生に対する責務）	-	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒・学生への自転車交通安全教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 通学で自転車を利用する児童・生徒・学生にヘルメットを着用させるよう努める 		<ul style="list-style-type: none"> 通学で自転車を利用する児童・生徒・学生の保険加入の有無を確認し、情報提供 	
		事業者（従業員に対する責務）	<ul style="list-style-type: none"> 通勤で自転車を利用する従業員への指導 	-	<ul style="list-style-type: none"> 通勤で自転車を利用する従業員にヘルメットを着用させるよう努める 		<ul style="list-style-type: none"> 通勤で自転車を利用する従業員の保険加入の有無を確認し、情報提供 	
		高齢者の親族等（親族・同居者の高齢者に対する責務）	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が自転車を利用するときはヘルメットを着用させるよう努める。 		-	
		交通安全推進団体等	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の安全で適正な利用に関する取組の推進 県及び市町村が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車安全教育の実施 他への情報提供や助言等 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用者へのヘルメット着用促進に関する情報提供や助言等 		<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用者への自転車損害賠償責任保険等の加入促進のための情報提供や助言等 	